

平成 22 年 4 月 1 日

医療法人五星会菊名記念病院 登録医制度運営規定

第 1 総 則

1 目 的

この規定は、医療法人五星会菊名記念病院（以下、病院とする）が地域全ての医師及び医療従事者に施設、設備を開放し、情報の共有不足の解消と地域医療の質の向上、患者さまへの良質で高度な医療サービスの提供を行うため、地域の医療従事者が病院において診療、研究、研修等をおこない相互研鑽を図ることを目的とする。

2 登録医制度

登録医制度の内容は、次の 4 種類とする。

- (1) 開放型病院共同指導制度
- (2) 医療機器共同利用制度
- (3) 研究部門利用制度
- (4) 研修会等参加制度

3 登録医制度を利用する医師等の遵守事項

登録医制度を利用する登録医は、病院内においては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、あらかじめ地域医療連携室に連絡をしてから利用する。
- (2) 病院に来院の際、登録医証の提示をし、所定の名札、白衣を必ず着用する。
- (3) 病院内の諸規則を遵守する。

4 その他

- (1) 登録医制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 登録医制度の実施により生じた患者さまとの紛争等もしくは病院職員との紛争等については、別途協議のうえ対応する。

第2 医療機関等の登録

1 事前登録

登録医制度は、研修会等参加制度を除き、その利用にあたって事前に登録しなければならない。

2 登録名

登録医制度の利用登録名は、医療機関名をもって登録するものとする。

3 登録の対象医療機関等

登録医制度の利用登録を希望する全ての医療機関を対象とする。

4 登録の申請

(1) 登録医制度の利用登録を行おうとする医療機関は、「登録医制度登録申請書」により病院長に申請するものとする。

(2) 病院長は、申請内容を審査し利用登録を承認する場合は、「登録医制度登録機関名簿」にその登録機関の名称、所在地、制度を利用する医師の氏名等を登録するものとする。

5 登録医証の発行

「登録医制度登録機関名簿」に登録された医療機関の登録医に対しては、登録医証を発行する。

6 登録内容の変更

「登録医制度登録機関名簿」に登録された登録医等の内容を追加または変更する場合は、「登録医制度（変更・解除）申請書」により変更を行うものとする。

7 登録医の解除

登録の必要がなくなった医療機関等は、「登録医制度（変更・解除）申請書」により登録医解除の申し出をし、登録医証を返還しなければならない。

8 登録の取り消し

登録医等に医師として品位を損なう行為等があったときは、病院長はその登録を取り消すことができる。

第3 開放型病院共同指導制度

1 開放型病院共同指導制度の内容

登録医制度に登録された医療機関から紹介され入院した患者について、かかりつけ医である登録医と病院内主治医とが共同して、当該患者の検査、処置、指導を行う事により、退院後の円滑な診療につなげることを目的とする。

2 登録医の権限

登録医は病院の勤務医と同等の資格を有し、病院内のカルテ及び検査データを参照し、所見及び診療上の意見をカルテに記載する権限を有する。

3 利用できる対象者

当該共同利用ができる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

4 共同利用のための開放型病床

当該共同利用のための開放型病床を5床設ける。

(開放型病床は3階306号室、310号室、5階504号室、508号室、6階604号室の各1床とする。)

5 事前調整

紹介し入院となった患者に対して当該共同利用を希望する登録医等は、あらかじめ地域医療連携室へ連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第4 医療機器共同利用制度

1 医療機器共同利用の内容

医療機関登録医制度に登録された医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、かかりつけ医である登録医と病院職員とが病院内の医療機器を共同利用することにより、かかりつけ医が円滑に診療をおこなうことを目的とした共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 対象医療機器

コンピューター断層撮影装置（CT）、磁器共鳴画像装置（MRI）、上部・下部消化管内視鏡、超音波装置、脳波・PSG装置、トレッドミル、ホルター心電図、脳波検査装置、誘発電位検査装置、皮膚灌流圧測定装置 他

第5 研究部門利用制度

1 研究部門利用制度の内容

病院の研究部門の機能を登録医療機関の医療従事者のために開放し、登録医療機関の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要により地域として医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用で対象となる医療従事者は、登録された医療機関の医療従事者とする。

3 対象研究部門

当該共同利用で対象となる研究部門は、原則病院内全ての部門及び設備とする。

4 利用時の手続き等

(1) 各部門及び設備の利用にあたっては、あらかじめ地域医療連携室に連絡し、利用するものとする。

(2) 各部門及び設備の利用時間は、10時～17時とする。

第6 研修会等参加制度

1 研修会等参加制度の内容

病院が行う研修・研究活動を地域の医療従事者に開放し、病院職員とともに研修・研究活動を進めるもので、地域医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の医療従事者とする。

3 対象研修会等

病院が開催する研修・研究会のうち、登録された医療機関へ周知された研修・研究会を対象とする。

4 利用時の手続き等

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする地域医療従事者は、開催された研修会等会場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附 則

(施行日)

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(統括)

「開放型病院共同指導に関する事項（平成 14 年 12 月 1 日）」及び「高度医療機器共同利用に関する事項（平成 15 年 9 月 1 日）」は、平成 22 年 4 月 1 日よりこの規定に統括するものとする。